

## 市川市都市公園条例（昭和62年3月30日条例第12号）

最終改正:平成29年12月22日条例第29号

改正内容:平成29年12月22日条例第29号 [平成30年4月1日]

○市川市都市公園条例

昭和62年3月30日条例第12号

### 改正

平成8年3月29日条例第17号  
平成11年12月17日条例第44号  
平成16年3月19日条例第15号  
平成17年3月30日条例第12号  
平成22年1月28日条例第2号  
平成22年12月10日条例第40号  
平成24年12月14日条例第42号  
平成29年3月16日条例第8号  
平成29年12月22日条例第29号

市川市都市公園条例

市川市都市公園条例（昭和39年条例第42号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園（以下「公園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（公園の設置基準）

**第1条の2** 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第1条の4に定めるところによる。

（住民1人当たりの公園の敷地面積の標準）

**第1条の3** 住民1人当たりの公園の敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地における住民1人当たりの公園の敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

（公園の配置及び規模の基準）

**第1条の4** 次に掲げる公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- （1）主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- （2）主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
- （3）主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
- （4）主として市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

（公園施設の設置基準）

**第1条の5** 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

- 2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

6 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。ただし、国府台公園に係る当該割合は、100分の60とする。

(行為の制限)

**第2条** 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真、映画、ビデオの撮影等をすること。
- (3) 興行をすること。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為を行う場所、行為の内容その他市長の定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(行為の許可の特例)

**第3条** 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止等)

**第4条** 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園を壊し、又は汚すこと。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 商業広告その他これに類するもの(次項において「商業広告物」という。)を掲出し、又は配布すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ自転車等を乗り入れ、又は駐車すること。
- (8) ゴルフの練習等、他の利用者の身体に危害を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (9) 公園をその用途以外に使用すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、国府台公園の野球場及び体育館並びに北市川運動公園のテニスコート及び壁打ちコートについて、これらの用途又は目的を妨げない限度において商業広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物に該当するものを除く。)を掲出することを認めることができる。

(利用の禁止又は制限)

**第5条** 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合その他やむを得ないと認める場合においては、区域を定め当該公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可申請書の記載事項)

**第6条** 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするとき。
  - ア 設置の目的
  - イ 設置の期間
  - ウ 設置の場所
  - エ 公園施設の種類及び構造
  - オ 公園施設の管理方法
  - カ 工事実施の方法
  - キ 工事の着手及び完了の時期
  - ク 公園の復旧方法
  - ケ その他規則で定める事項
- (2) 公園施設を管理しようとするとき。
  - ア 管理の目的
  - イ 管理の期間
  - ウ 公園施設の所在地及び名称
  - エ 管理の方法
  - オ その他規則で定める事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

- ア 変更事項
- イ 変更理由
- ウ その他規則で定める事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の管理の方法
- (2) 工作物等の設置工事の実施方法
- (3) 工作物等の工事の着手及び完了の時期
- (4) 公園の復旧方法
- (5) その他規則で定める事項  
（軽易な変更）

**第7条** 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、公園の保全又は公衆の公園の利用に影響のない軽微な改装等で、次に掲げるものとする。

- (1) 工作物等の内部の塗装又は外部の色彩を変えない塗装
- (2) 工作物等の構造を変えない修繕
- (3) 工作物等の主要構造部に影響を与えない内部の模様替え  
（図面等の提出義務）

**第8条** 公園施設の設置若しくは公園の占有をしようとする者又はこれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に配置図、構造図その他市長が指定する図面等を添付しなければならない。

（有料公園施設）

**第9条** 市が管理する公園施設でその利用につき料金を徴収するもの（以下「有料公園施設」という。）は、別表のとおりとする。

2 有料公園施設の使用日及び使用時間は、規則で定める。

（有料公園施設の利用許可等）

**第10条** 有料公園施設（大洲防災公園及び広尾防災公園の自動車駐車場（以下「駐車場」という。）を除く。以下この項において同じ。）を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、有料公園施設を利用するに当たり、利用券等を購入する場合は、当該利用券等を購入することにより市長の許可を受けたものとみなす。

2 駐車場を利用する者は、市長の許可を受けることを要しない。

（使用料等の徴収等）

**第11条** 法第5条第1項、第2条第1項若しくは第3項又は前条第1項の許可を受けた者は、市川市使用料条例（平成11年条例第39号）に定める使用料を納付しなければならない。

2 駐車場を利用する者は、市川市使用料条例に定める使用料を納付しなければならない。ただし、次に掲げる自動車を駐車する場合については、この限りでない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者が乗車している自動車
- (3) その他使用料を徴収する必要がないものとして市長が特に認める自動車

3 前項の使用料は、自動車が駐車場から出場する際に、駐車場を利用した者から徴収する。

4 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の占用料を納付しなければならない。

- (1) 法第7条第1項に定める要件に該当することにより当該許可を受けた場合 当該許可を受けた工作物その他の物件又は施設について、市川市道路占用料条例（昭和48年条例第13号）の規定の例により算出した道路占用料の額に相当する額
- (2) 法第7条第2項に定める要件に該当することにより当該許可を受けた場合 当該許可を受けた施設を設置する土地又は建物について、市川市使用料条例第3条第1項から第4項までの規定の例により算出した使用料の額に相当する額

5 前項の占用料の徴収方法、延滞金等の徴収等については、市川市道路占用料条例の例による。

6 市長は、必要があると認めるときは、第4項の占用料を減額し、又は免除することができる。

（使用权等の譲渡、転貸の禁止）

**第12条** 公園又は公園施設の使用若しくは占有の許可を受けた者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（監督処分等）

**第13条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例に基づき行った許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者
- (2) 使用の許可の条件に違反した者
- (3) 虚偽又は不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は前項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。

- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じたとき。
- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車場における自動車の駐車を拒否することができる。
  - (1) 駐車しようとする自動車に発火性又は引火性を有する物品その他危険な物品が積載されているとき。
  - (2) 駐車しようとする自動車が発火性、引火性、腐食性、毒性、燃爆性、その他危険な物品を積載しているとき、又は汚損、破損、又は失火のおそれがあるとき。
  - (3) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

**第13条の2** 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

**第13条の3** 法第27条第5項の規定による公示は、前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示することにより行うものとする。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを一般の閲覧に供するものとする。

(工作物等の価額の評価の方法)

**第13条の4** 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

**第13条の5** 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、規則で定める方法により行うものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

**第13条の6** 市長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

**第14条** 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占有に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置又は管理若しくは公園の占有を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により、公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 第13条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(公園予定区域等への準用)

**第15条** 第2条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(公園区域の変更及び廃止)

**第16条** 市長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止しようとするときは、当該公園の名称、位置又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにし、その旨を公告しなければならない。

(過料)

**第16条の2** 市長は、詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

**第17条** 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第2条第1項又は第3項(第15条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して第2条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第4条第1項(第15条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第13条第1項又は第2項(第15条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

(両罰規定)

**第18条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の過料を科する。

(この条例の施行に関し必要な事項)

**第19条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、別表第1中大町公園に係る改正規定は、法第2条の2の規定により、同公園の設置にかかる公告をした日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の市川市都市公園条例の規定に基づいてなされた手続、処分その他の行為については、この条例による改正後の市川市都市公園条例の規定に基づいてなされたものとみなす。

**附 則** (平成8年3月29日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした許可に係る占用の期間(当該占用の期間が平成8年度以降にわたる場合においては、当該占用の期間のうち、平成8年3月31日までの期間に限る。)に係る占用料の額については、なお従前の例による。

**附 則** (平成11年12月17日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(占用料に関する経過措置)

- 2 改正後の第11条の規定は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日に都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項又は第3項の規定による許可を受けていた者に係る平成12年度以後の各年度分の占用料の額の合計額については、市川市道路占用料条例の一部を改正する条例(平成11年条例第43号)附則第3項の規定を準用する。

(過料に関する経過措置)

- 4 この条例の施行前にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成16年3月19日条例第15号)

この条例は、平成16年4月11日から施行する。

**附 則** (平成17年3月30日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第17条の改正規定の施行前にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成22年1月28日条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年12月10日条例第40号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年12月14日条例第42号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年3月16日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月30日から施行する。ただし、次項の規定は、同年6月1日から施行する。

(供用開始前に行う利用の許可等)

- 2 北市川運動公園の有料公園施設(テニスコート照明施設を除く。)に係る利用の許可、使用料の徴収、利用の許可の取消しその他これらの行為に関し必要な手続その他の行為は、平成29年7月30日前においても、第10条第1項、第11条第1項並びに第13条第1項及び第2項の規定の例により行うことができる。

**附 則** (平成29年12月22日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第11条第4項及び第6項の規定は、平成30年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

**別表（第9条関係）**

都市公園の名称	有料公園施設の名称
国府台公園	野球場 陸上競技場 テニスコート
行徳中央公園	テニスコート
塩焼中央公園	テニスコート
大町公園	動物園
大洲防災公園	自動車駐車場
広尾防災公園	自動車駐車場
北市川運動公園	テニスコート テニスコート照明施設 集会室

---